

文観第1440号 平成27年1月9日

株式会社シーサー 代表取締役 稲井 日出司 殿

旅行業の新規登録について(通知)

平成26年12月3日付けで申請のあった旅行業法第3条の規定による新規登録については、下記の とおり登録をしたので、同法第5条第2項の規定により通知します。

なお、旅行業約款については国土交通大臣が定める標準旅行業約款と同一であるので、同法第12条の3の規定により、同法第12条の2第1項の規定による認可を受けたものとみなします。

また、別紙「旅行業登録に係る留意事項」及びその他関係法令等(改正等の場合も含む。)については遵守するよう通知します。

なお、関係法令等を遵守しない場合には、登録が取り消されることがあることを申し添えます。

記

1 主たる営業所の名称 本社営業所

2 主たる営業所の所在地 沖縄県那覇市港町2-2-9 カサデラブリー港町203号室

3 登 録 年 月 日 平成27年1月9日

4 登 録 番 号 沖縄県知事登録旅行業第3-339号

- 5 登録の有効期間\* 平成27年1月9日 ~ 平成32年1月8日 \*登録の日から起算して5年(旅行業法第6条の2)
- 6 業務の範囲第3種旅行業務